

工事一時中止に係るガイドライン

令和元年5月

延岡市

目 次

I. ガイドライン策定の背景	1
1. 工事発注の基本的な考え方	
2. 工事発注の状況	
3. 現状における課題	
4. 改正品確法の施行	
5. ガイドラインの策定	
6. 契約図書への位置づけ	
II. 工事一時中止に係る基本フロー	2
III. 発注者の中止指示義務	3
IV. 工事を中止すべき場合	5
V. 中止の指示・通知	6
VI. 基本計画書の作成	7
VII. 工期短縮計画書の作成	8
VIII. 請負代金額又は工期の変更	9
IX. 増加費用の考え方	10
1. 本工事施工中に中止した場合	
2. 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	
3. 契約後準備工着手前に中止した場合	
4. 準備工期間に中止した場合	
X. 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	15
1. 増加費用の設計書における取扱い	
2. 増加費用の事務処理上の取扱い	
(参考資料)	16
■増額費用の費目と内容	
■工事請負代金の構成	
■増加費用の見積書の例	
■工事の一時中止に係る手続き様式	

I. ガイドライン策定の背景

1. 工事発注の基本的な考え方

公共工事の発注に際しては、地元と協議、工事用地の確保、占用事業者との協議、関係機関との協議等を整えた上で、適正な工期を確保して発注を行うことが基本となります。

2. 工事発注の状況

公共工事は、受注者が円滑に施工できる環境を整えた上で、発注時期の平準化に努めているところですが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合であっても、工事の性質上やむを得ず条件明示を行いながら発注する場合があります。

3. 現状における課題

発注者は、各種協議や工事用地の確保が未完了の状態で行った工事や、工事の施工途中で受注者の責めに帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければなりません。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を明確に行っていない工事も見受けられ、現場管理費の増加や現場代理人等の配置といった面で、受注者の負担が増しているといった指摘があります。

4. 改正品確法の施行

平成26年6月「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（改正品確法）が施行されました。

この中で、改正品確法の基本理念として「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することと示されるとともに、「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金額又は工期の変更」が明示されています。

5. ガイドラインの策定

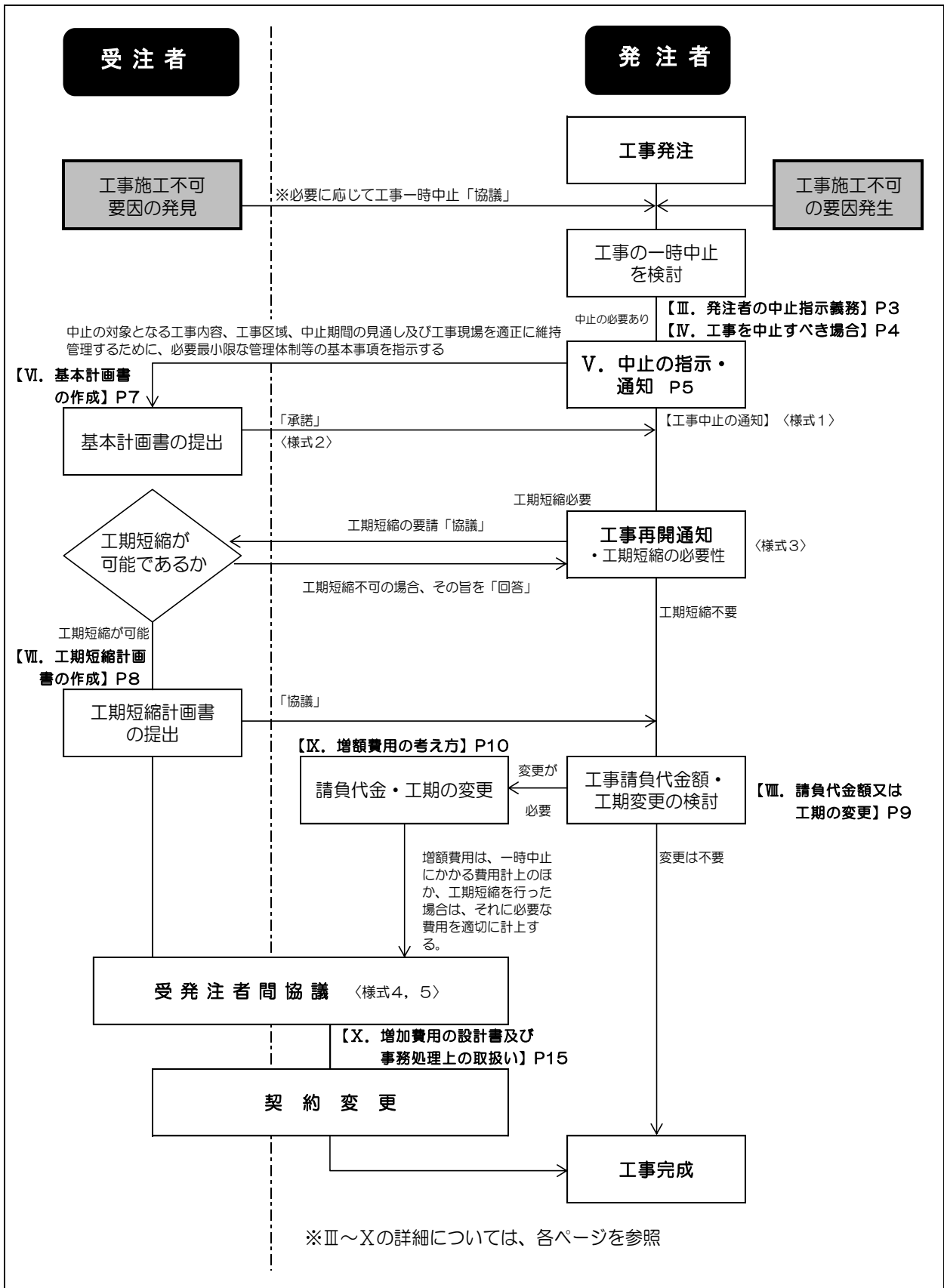
本ガイドラインは、これらの課題や改正品確法の趣旨を踏まえて、受発注者が工事一時中止に関して、適正な対応を行うために策定したものです。

また、本市では、当ガイドライン策定以前は、宮崎県制定の「工事一時中止に係るガイドライン」を準用していましたが、本市としての考え方を明確にするため、今回独自ガイドラインを制定するものです。

6. 契約図書への位置づけ

本市では、当ガイドラインを契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載します。

II. 工事の一時中止に係る基本フロー



Ⅲ. 発注者の中止指示義務

発注者は、受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、延岡市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第20条第1項の規定に基づき、工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければなりません。

受注者は、工事の施工ができない要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行うことができます。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示します。

【契約約款】

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

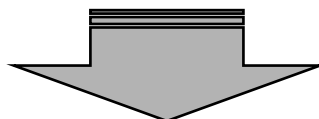
受注者の帰責事由によらず工事の施工ができないと認められる場合



受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。



このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。



契約約款第16条に規定する発注者の工事用地等の確保の義務や第18条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する。
このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適正に運営されることが望まれる。



発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある。

【工事の一時中止における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の取扱い】

- ・現場代理人の常駐義務はなくなる。
- ・主任技術者及び監理技術者は、専任を要しない期間となる。
- ・受注者の責によらない事由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

※大幅な工期延期とは、契約約款第48条第1項二を準拠して、「延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超える場合」を目安とする。

IV. 工事を中止すべき場合

契約約款第20条第1項では、「受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工することができないと認められるとき」として、以下の2つの事象が規定されています。

- ①工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき。
- ②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき。

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味します。

以下に上記①及び②の各ケースの考え方を示します。

①工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できない場合



- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われない場合
(契約約款第16条)
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(契約約款第18条) 施工を続けることが不可能な場合

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- ・「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、鳥インフルエンザ等の伝染病の発生又は防止、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- ・「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

V. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、契約約款第20条の規定により、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければなりません。

また、工事現場を適切に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとします。

【発注者の中止権】

- ・発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断による。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。

【受注者による中止事案の確認請求】

- ・受注者は、受注者の責めに帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

◇工事中止期間の考え方

受注者は、中止期間が完了したときは、工事を再開することとなりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多く存在します。

このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。

また、発注者は、施工を一時中止している工事について、施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければなりません。

このことから、「工事中止期間」は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

VI. 基本計画書の作成

工事を中止した場合において、共通仕様書 1-1-13 第3項に基づき、受注者は中止期間の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければなりません。

実際に施工着手する前の施工計画書作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとします。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにします。

受注者は、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合には変更計画書を作成し、受発注者間で協議します。

【共通仕様書】

(1-1-13 工事の一時中止)

1~2 [略]

3 第1項及び第2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

【基本計画書の記載内容】

- 基本計画書作成の目的
- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 工事再開に向けた方策
- 基本計画に変更が生じた場合の手続き

【工事現場の管理責任】

- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとします。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

Ⅶ. 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図ります。

受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議します。

協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにします。

【工期短縮計画書の記載内容】

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- 短縮に伴う施工体制と時間短縮に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

【工期の変更】

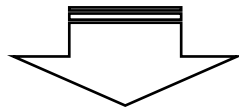
- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努めます。
- 工期短縮に伴う増加費用については、受発注者間で確認し、設計変更を行います。

Ⅷ. 請負代金額又は工期の変更

契約約款第20条第3項の規定に基づき、発注者が工事の中止を指示した場合において、「必要があると認められる」ときは、発注者は請負代金額又は工期を変更しなければなりません。

また、同条項の規定により、工事中止に伴い受注者が増加費用を必要とし又は受注者に損害を及ぼした場合、発注者はこれを負担しなければなりません。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で受注者が全体工の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。



【請負代金額の変更】

発注者は、工事の請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

- 増加費用
 - 工事用地等を確保しなかった場合
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- 損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの

【工期の変更】

- 工期の変更期間は、原則として、工事を中止した期間とします。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延長することも可能とします。

IX. 増加費用の考え方

1. 本工事施工中に中止した場合

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う中止期間中の増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。

なお、増加費用として積算する範囲は、

- ①工事現場の維持に要する費用
- ②工事体制の縮小に要する費用
- ③工事の再開準備に要する費用

とします。

①【工事現場の維持に要する費用】

- ・中止期間において工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術者を保持するために必要とされる費用等
- ・中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

②【工事体制の縮小に要する費用】

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用

③【工事の再開準備に要する費用】

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用

2. 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

（1）増加費用の考え方

【増加費用を見込む場合】

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの

例)・工事を中止したにも関わらず工種を追加したが、工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が自然条件（災害等を含む）に起因するもの

例)・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延長が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期せず、当初工期のまま施工する場合

※ 災害による損害については、契約約款第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

【増加費用を見込まない場合】

①工期短縮の要因が受注者に起因するもの

例)・受注者の都合により、当初工期を短縮せざるを得ない場合

（2）増加費用を見込む場合の主な項目の事例

・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は夜間施工の手間に要する費用

・パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

・その他必要と思われる費用

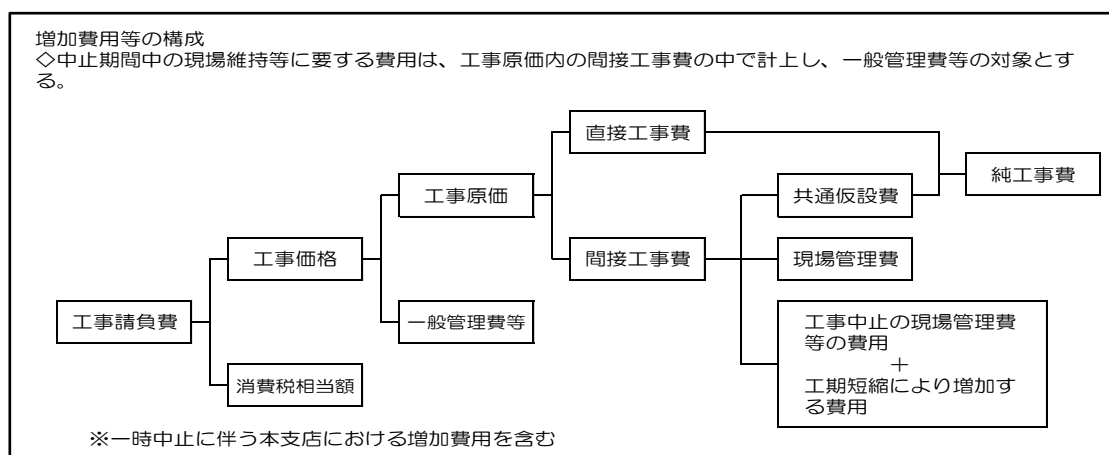
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、中止期間中に必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者間で協議して行います。

増加費用の各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算し、再開以降に工事に係る増加費用は、従来どおり設計変更で対応します。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料費、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更で対応します。



標準積算により「中止期間中の現場維持等の費用」として積算する内容は、次に掲げる「積上げ項目」及び「率で計上する項目」です。

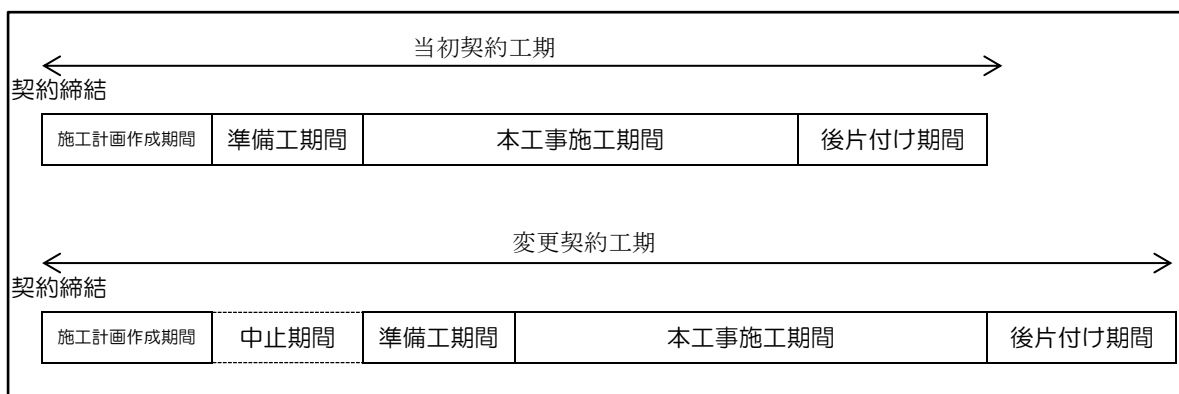
- 【積上げ項目】**
- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
 - 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材料等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止における項目で維持管理等に要する費用

- 【率で計上する項目】**
- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済の建設機械の工事現場への搬出工事現場への再搬入に要する費用
 - ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
 - ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
 - ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
 - ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給与手当及び労務管理費に要する費用

3. 契約後準備工着手前に中止した場合

発注者は、契約後準備工に着手する前に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

なお、「契約後準備工着手前」とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。



この場合の基本計画書及び増加費用の取扱いは、以下によることとします。

• 基本計画書の作成

契約約款の第16条第2項（工事用地の確保等）に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とされている。

このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ることとする。

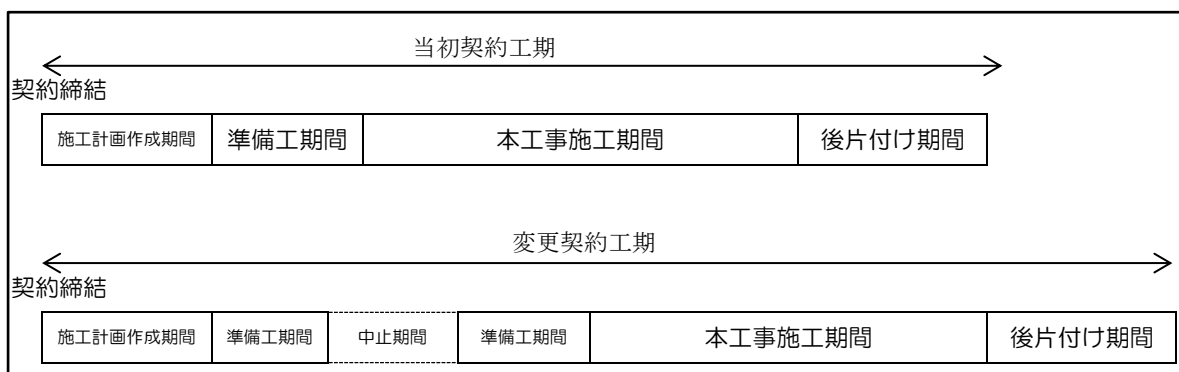
• 増加費用等の取扱い

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

4. 準備工期間に中止した場合

発注者は、準備工期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

なお、準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。



この場合の基本計画書及び増加費用の取扱いは、以下によることとします。

• 基本計画書の作成

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を掲載した上で、その内容について、発注者と協議し同意を得ることとします。

※概算費用は、請求する場合のみに掲載します。

※概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではありません。

• 増加費用等の取扱い

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

（積算は受注者から見積を求め行う。）

X. 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

1. 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上します。

2. 増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとします。
- 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担します。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行います。

参考資料

■ 増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の各項目における積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用（積上げ又は率により計上）

イ 材料費

① 材料の保管経費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上されていた材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料費の中止期間に係る損料額及び補修費等

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者との協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用させた場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函等の特殊技能労務者が職種外の普通作業員に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者との協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示あるいは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ハ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示あるいは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済みの安全設備のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員を含む。）

又 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されていたものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として、増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済みの調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、修理費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、発注者と受注者との協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給与手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者との協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制を縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直属又は専属下請会社が直接賃金を支払っており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者との協議により、適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

シ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従事者に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

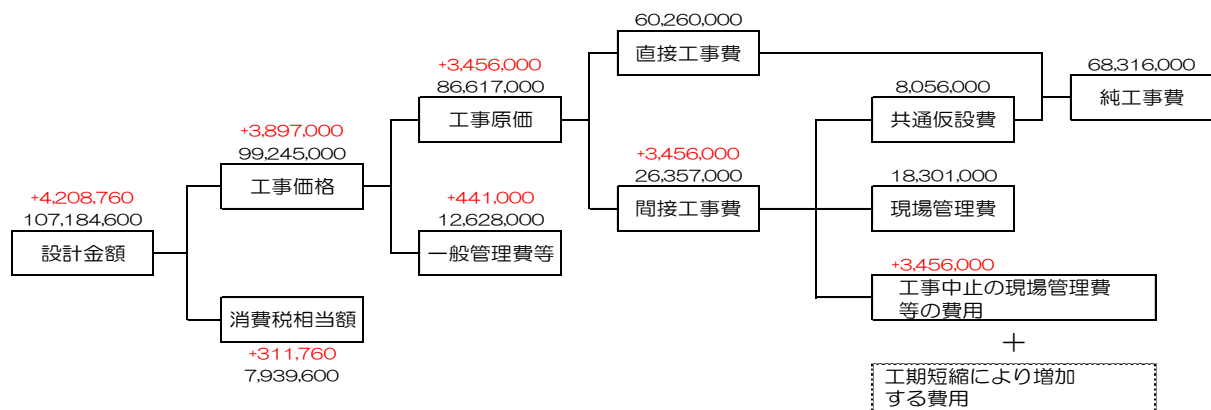
■ 工事請負代金の構成

増加費用等の構成

- ◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費の対象とする。
- ◇ 落札率は通常の変更と同様に考慮する。
- ◇ 増加費用等についての変更契約は工事再開後に行う。

(増加費用の積算例)

見積積算による場合



直接工事費計					60,260,000	
共通仮設費計					60,260,000	
共通仮設費 (率化)	率分算定式	$8056000 = (60260000 \times 0.1337) - 0$		式	8,056,000	
	対象額	60,260,000	内加算率	0.0150	8,056,000	
	率 (加算含)	0.1337	対象額費目計	60,260,000		
純工事費					8,056,000	
現場管理費	率分算定式	$18301000 = (68316000 \times 0.2679) - 0$		式	18,301,000	
	対象額	68,316,000	内加算率	0.0100	18,301,000	
	率 (加算含)	0.2679	対象額費目計	68,316,000		
工事一時中止増加費用					0	
中止期間中の現場維持費					3,456,000	
工事原価					86,617,000	
一般管理費等	率分算定式	$13069592 = (90073000 \times (0.1447 \times 1.00 + 0.0004)) - 0$		式	90,073,000	
	対象額	90,073,000	前払補正率	1.0000	12,628,000	
	率	0.1447	対象額費目計	90,073,000		
工事価格					13,069,000	
消費税相当額	消費税及び率分算出式	$8251360 = 103,142,000 \times 0.08$		式	103,142,000	
	地方消費税対象額	103,142,000	率	0.0800	7,939,600	
合計					8,251,360	原請負額 98,609,400
					111,393,360	

【変更工事額計算式】

変更請負額 (税込)

$$98,609,400 \div 107,184,600 \times 111,393,360 = 102,481,442$$

うち消費税相当額

$$102,481,442 \div 1.08 \times 0.08 = 7,591,217$$

■ 増加費用の見積書の例

◎ 増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工事名	〇〇〇〇道路改良工事		
工事場所	延岡市〇〇町内		
当初工期	自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇〇日間)	一時中止工期	自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇〇日間)
当初契約金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	税抜契約金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
増加金額	¥〇,〇〇〇,〇〇〇円	税抜増加金額	¥〇〇〇,〇〇〇円
〇〇〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇			

※見積もりに対する妥当性の確認ができる証明書の提出が必要

- 例えば)
- (1) 現場代理人等の給料について
- ① 当該現場での作業内容
 - ➡ ② 給与等の内訳書
 - ③ 給与明細等の資料
- (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
- ① 経費別支払調書
 - ➡ ② 事務用品の証明書等の提出
 - ③ 経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積上げる

※例では、すべて確認できれば
3,456,789円が増加費用となる

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
工事一時中止に伴う増し分費用					3,456,789	
(1) 現場管理費					3,456,789	
・従業員給料手当		式	1		3,094,484	
現場代理人		式	4.3	506,809	2,179,278	
監理技術者		式	1.3	704,005	915,206	
・福利厚生費		式	1		26,303	
・事務用品費		式	1		56,985	
・通信交通費		式	1		115,885	
・現場事務所費		式	1		163,132	
合計					3,456,789	

◎ 増加費用の見積もり根拠資料例

(1) 現場代理人等給料について【資料1】

① 当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容
〇年	1	金	工事の一時中止指示
〇月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

〇〇〇〇欄

② 給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

【現場代理人 〇〇 〇〇】 月別給与支給明細書

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
〇月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目処が立ったことから、〇月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

【監理技術者 〇〇 〇〇】 月別給与支給明細書

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月				
〇月				
〇月				
〇月	523,600	0	180,937	704,537
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

② 給与明細等の資料(各月の給与明細、前年の源泉徴収票等)

平成 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞与		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計		課税標準	
給与	賞与	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準

支払総額: 〇〇,〇〇〇円

源泉徴収額: 〇〇,〇〇〇円

支払総額(源泉徴収額): 〇〇,〇〇〇円

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書（令和〇〇年 〇月分）

				税抜金額
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出

請求書				
〇〇〇株式会社 様	令和 年 月 日			
下記の金額を請求します。				
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇	印			
氏名 〇〇〇株式会社				
請求金額				
請求明細				
品名(規格品名)	数量	単位	単価	金額(円)
(小計)				
消費税等				
合計金額				
振込先	銀行	(普通・当座) 口座番号	口座名義(フリガナ)	

③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

■工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）

- 様式1 工事中止通知書（約款第20条関係）
《発注者⇒受注者》
- 様式2 工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画について
《受注者⇒発注者》
- 様式3 工事再開通知書（約款第20条関係）
《発注者⇒受注者》
- 様式4 ○○工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について
《受注者⇒発注者》
- 様式5 ○○工事に係る請負代金額の変更について（協議）
《発注者⇒受注者》

様式 1

(約款第 20 条関係)

工事中止通知書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	延岡市 町
工 期	自 年 月 日
	至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日
中止の理由	
<p>上記工事の施工を 年 月 日から中止してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 印</p> <p>受 注 者 商号又は名称</p> <p>代表者氏名 様</p>	

様式2

令和 年 月 日

発注者様

受注者印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画について

工事名：

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事
- 5 工事再開に向けた方策
- 6 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

様式3

(約款第20条関係)

工事再開通知書	
工事名	第 号 工事
工事場所	延岡市 町
工期	自 年 月 日
	至 年 月 日
中止期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
中止の理由	
<p>上記工事の施工を 年 月 日から再開してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">発注者 印</p> <p>受注者 商号又は名称</p> <p>代表者氏名 様</p>	

様式4

令和 年 月 日

発注者様

受注者印

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在、当社で施工中の〇〇〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、延岡市
工事請負契約約款第20条により、下記のとおり協議します。

記

協議額：〇〇〇 円

資料：別添〇〇

様式5

令和 年 月 日

受注者様

発注者印

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（協議）

標記について、貴社より令和 年 月 日付けで提出の延岡市工事請負契約約款第20条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

記

1 工事名：

2 協議額：

3 算定額：

上記算定額について承諾しました。

令和 年 月 日

発注者様

受注者印